

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 1 年 8 月 1 8 日（火）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成 2 1 年 8 月 1 8 日		開 会
		午前 9 時 3 0 分
		閉 会
		午前 1 1 時 0 5 分
出席者	委員	加 藤 明 徳 古 内 明 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 ○中 村 昌 治 二 木 栄 一 大 沢 洋 子 須 田 毅 藤 井 克 彦 角 尾 彰 央
	議員	議長 岸 浪 孝 志 副議長 菅 原 康 行
欠席者	な し	
説明のため出席者	な し	
事務局職員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 八木同課調査班担当課長 田中庶務課長	

協議事項	政令指定都市に関する特別委員会委員について 附属機関等の委員について 平成２１年相模原市議会９月定例会の運営について （１）会期 （２）会議開催日 （３）代表質問・個人質疑通告期限 （４）一般質問通告期限 （５）議事日程 （６）一般質問通告者数について （７）決算特別委員会について （８）その他 ①全員協議会の開催について ②部会の開催について ③議員派遣の議決について ④１２月定例会会議日予定（仮案）について その他
傍聴者	あり
署名	委員長　　中　村　昌　治

午前9時30分 開会

○中村委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 異議ないので、これを許可する。

日程に入る前に申し上げる。資料1のとおり、民主クラブの会派構成が変更されたが、それによる議会運営委員会の構成への影響はないので、念のため申し上げる。

—————◇○◇—————

政令指定都市に関する特別委員会委員について

附属機関等の委員について

○中村委員長 政令指定都市に関する特別委員会委員について及び附属機関等の委員についてを議題とする。

過日、吉田議員より、政令指定都市に関する特別委員会委員の辞任の申し出があり、議長が許可したので、現在、欠員となっている。また、米軍基地返還促進市民協議会理事の就任について、辞退の申し出があった。これらの点について協議をお願いします。

この件に関しては、吉田議員が所属していたという経過があるので、まず、民主クラブから何かあったらお願いします。

民主クラブ。

○角尾委員 今回の吉田議員の件をかんがみて、全体の状況、内容を検討した結果、民主クラブとしては、欠員という形をとらせてもらうということで補充はしない。次回、来年には、また私たちで選出させてもらうような計らいで行いたいと思うので、よろしくお願いします。

○中村委員長 確認するが、民主クラブとして持っていた2つの枠を今回は民主クラブとして後任を出さないということか。

○角尾委員 欠員扱いということで……。

○中村委員長 欠員扱いについては、この後の議運の協議の場で決めることなので、現在、民主クラブから話を出すべきものではないと思うが、

いかがか。

○角尾委員 わかった。いずれにしても、私どもとしては、欠員扱いという形で、補充しないということをお願いする。

○中村委員長 民主クラブからは、欠員となった吉田議員の後任を会派として出さないという意向が示された。これについて、何かあるか。

民主クラブ。

○大沢委員 もう一度確認だが、今年度に至ってはということをつけ加えさせてもらいたいと思う。

○中村委員長 その辺に関しては、議運の皆さんの理解がもらえないと、現状で民主クラブで枠を持っているものに後任を据えるのか、もし欠員とするということであれば、来年度までの一定期間、欠員とする協議の合意を、この議運の中でしないで民主クラブとして決めることは、全く一方的な勝手なやり方として、私たちとしては取り扱いができないが、その辺についてはどのように考えているのか。

民主クラブ。

○大沢委員 私どもとしては、今回に関しては今角尾委員が言ったとおりだが、ただ一方では、私たち議員として議会活動を全うする責務もあると思っているので、希望としては本年度ということで、できたら、来年度、新規の場合は、本来の形に戻してもらいたい。

○中村委員長 そうすると、ここですぐに民主クラブとしての補充はしないが、来年度に新たな委員を補充していきたいという意向があるということでもいいか。

○大沢委員 はい。

○中村委員長 この件に関して、ほかの会派の皆様、何かあるか。

無所属クラブ。

○東條委員 定数が決まっている中で、欠員という形で委員会を運営することは可能なかどうかというのが一つ。

民主クラブは1人少なくなっている中で、全体として今までドントでやってきている中で、委員がどういうふうになっていくかがこの資料からはわからないので、そのことが一つ。

それから、附属機関の委員は、やはり外部の機関に対しての責任の問題

があるから、きちっと出さなければいけないのではないかと私は思っている。民主クラブから出ないということであれば、だれかもう一人、理事を選出する形をとらなければいけないのではないかと思う。

○中村委員長 事務局から、欠員が可能か、そして、ドントの関係、願います。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 議員定数、委員定数は決まっているので、本来だと、まず、その定数を埋めていくことが重要ではないかと考えている。ただ、どうしても埋められないような状況にある場合だと、欠員ということも他方では考えられる。

それから、民主クラブが辞退することによって、後任の委員をどのように選ぶかというドントの話になると、非常にいろいろな方法があると思う。14という定数を持っている中で、ドントでやったら現状の割り振りになるが、本来、ドントでいうと、民主クラブが2名確保できるところを1名だけでいいという話になると、13プラス1の方法でやるのかということもいろいろあるので、そこら辺は、単純にドントでやったらどうのこうのという話だけではなくて、いろいろな考え方ができるのではないかと考えている。

附属機関の補充については、事務局としては特に申し上げる点はないが、一般的な話をすれば、補充すべきところは補充するということが基本的な部分だとは思いますが、何らかの状況により補充ができないのであれば、欠員状態も可かと考えている。

○中村委員長 この件に関して。

共産党。

○藤井委員 先日の基地の市民協の会議の場で、議会選出の委員が1人、議会の都合で選べないということが出されていたが、そのときの全体の空気は、いずれ補充というか、議会の方で上がってくるという形だったように私は受け取った。やはり、まず対外的には、議会として割り当てられた委員を選ばないというのは、基本的には余りいいことではないと思う。基地の問題も非常に重要な状況が続いているから、補充というか、委員を送り出すべきだと思う。

政令市についても、やはり重要な時期に入っているのも、もし、やっていいなら、私どもももう一人、委員をやらせてほしいという気持ちもあるし、やはり、基本的には数を埋める努力をするべきではないかと思う。

○中村委員長 他に意見はあるか。

公明党。

○加藤委員 1点、再確認だが、仮に政令指定都市に関する特別委員会の定数が現状の14ということになると、民主クラブが1名減って、会派人数構成が7となっても、ドントでいった場合は、その枠は民主クラブにあるのか。

○中村委員長 要するに、枠として2名枠、1名辞退というか、今回、欠員となったが、言ってみれば、1人の枠はどこの会派の持っているものかということだと思う。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 14の定数でドントをした結果として、現在の選出委員の各会派の枠があるので、ドントの方式を14ということで変えない限りは、当然ながら、現状の枠は会派に割り振られている。

○中村委員長 他に意見はあるか。

公明党。

○加藤委員 政令指定都市に関する特別委員会についての考え方は、この場でもう少し、皆さんで協議したいと思うが、附属機関については、議会だけのことではないので、やはり、それなりに結論を見出すべきではないか。見出すというのは、しかるべき、きちっと補充の考え方を持った形で検討すべきと考える。

○中村委員長 他に意見はあるか。

市民連合。

○二木委員 やはり、附属機関については、対外的な部分で、議会だけの問題ではないというのが、まず第一と考える。よって、私どもも、補充という形で、しっかりと理事の対応をしていかななくてはならないのではないかという考えである。

政令指定都市に関する特別委員会だが、定数が決まっている以上、やはり、議会としてこの定数を決めたという重さがある。会派構成がメンバー

がゼロになるわけではないし、当然、その部分では、やはり、役割として対応するべきではないかという考えである。先ほど、出せない理由があるなら欠員も可という話があったが、その出せない理由が今の話だけでは私は理解できない部分があるので、もう少し詳しい説明、なぜ出せないのかという部分についても、あわせて伺いたい。

○中村委員長 民主クラブ、いかがか。

○角尾委員 吉田議員が所属していた会派の立場として、今回、議会に対して迷惑をかけたという状況をかんがみて、今期は欠員としたいという希望で話をした。もう一度確認のところもあるが、権利は主張しつつ、欠員という形をお願いしたいという気持ちである。

○中村委員長 民主クラブのスタンスからすると、今回、とりあえず民主枠ということで枠は確保しておく、時期を見て後任を出していくという考えということですね。

もう一つは、今回いろいろあった関係で、その枠自体を放棄するという考え方もあろうかと思うが、今回の民主クラブの考え方は、枠を放棄したわけではないということで確認していいか。――

他の会派の皆さん、何か意見があるか。

公明党。

○加藤委員 言われている意味は、よく理解した。しかしながら、ならば、やはり会派としての責任で、議会の中で取り組む姿勢として、権利は持ちながら、さまざまな状況をかんがみて、今回は出さないというのは、理由づけとしてはいかがかと思う。やはり、そういう形であれば、きちっとすべき話かと思う。今の説明だけでは、欠員という形にする理由づけとしてはいかがかと、率直な印象として受けとめている。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 政令指定都市に関する特別委員会について言うと、民主クラブは、基地の市民協と政令指定都市に関する特別委員会、両方について、本年度は民主クラブとしては補充しないが次年度はというふうに言ったと思うが、政令指定都市に関する特別委員会の役割を考えたときに、今年度中と次年度以降とでは、随分、位置づけというか状況が変わるということが考えられるので、これについては、今年度は補充しないが来年度は

どうものなのかと、中身の点でもちょっと疑問があり、やはり、政令指定都市に関する特別委員会については、今年度の責任を全うすることが非常に重要ではないかと重ねて申し上げたい。

○中村委員長 政令指定都市に関する特別委員会は、あくまでも特別委員会なので、政令市という目的が達成された時点で、委員会として終了する、報告書を上げるということも一つの形として考えられる。その中で、今年度は辞退して、次年度以降に新しい委員を出していくという考えが、ちょっと見えない。その辺について、民主クラブ、どのように考えているのか。

民主クラブ。

○大沢委員 私どもとしては、皆様にいろいろとご迷惑をかけた部分と、一方で、議員として議会活動を全うするという責務も考えている。そこら辺のところから、話し合いの結果、最終的にこういう結果をとらせてもらった。

○中村委員長 私の質問に答えていないと思う。来年は政令指定都市に関する特別委員会がない可能性もある中で、次年度以降は会派の中から選出していく、要するに、政令指定都市に関する特別委員会は、ことしと来年、残ったとしても性格が違う、その辺をどのようにとらえているのか。

民主クラブ。

○角尾委員 委員会が存続しているかどうかは、今の段階では決定づけられないと思う。私たちとしては、主張しないという気持ちのあらわれで権利を主張しての欠員ということをとったが、もし、我々の方でちゃんとしろということであれば、選出する用意はある。ただし、それはあくまでも皆さんが承知するかしないかが問題点だったので、今回こういう状況の中で、欠員ということを皆さんが承知してくれるという想定のもとで提案したが、欠員の部分を皆さんが各自で主張するとなると話が違ってきてしまうので、会派に持ち帰って、その辺を検討しなければならないと思っている。

○中村委員長 常識的な責任のとり方というのは、一般論でいくと——これは私個人の考えになってしまうかどうか分からないが、あくまで会派の分を放棄する、それが一つの責任の取り方だと委員の皆さんは考え

ているのではないかと思います。

無所属クラブ。

○東條委員 あくまでも、ドントでいけば、民主クラブは特別委員会の委員は確保したいということで、権利を主張しつつ欠員としたいと言ったので、そういうことかというふうに理解したが、市民への議員の責務としてという意味は、よくわからない。では、なぜ特別委員会の委員の定数を決めて、委員が理事者といろいろな形で質疑をしていく中で浮かび上がってくるものについて調査研究していくのが特別委員会の役割だと思うが、それを14人に決めたということと、委員が1人いなくなることの責任というのがあるはずで、その中で委員がいないと、ごく基本のところ、私は責任は果たせないと思っている。吉田議員のいろいろなことがあって迷惑をかけたということであれば、ことしは枠は放棄するということで、どういう形かわからないが、ほかの議員から選んでいくならまだ話はわかるが、欠員のままということは、もっと責任を放棄していることにつながるのではないかと私は思う。

○中村委員長 ほかに意見はあるか。

新政クラブ。

○阿部委員 新政クラブとしては、民主クラブから最初に提案があった欠員でという部分をそのまま持ち帰っても、なかなか了承できないというか、会派としてそれでというふうにはいかない部分があると考えているので、民主クラブの枠の中でだれかを補充するのか、もしくは欠員にするのか、もしくは、そういう状況であるならば他会派から自分のところから出したいという新しく決め直すような話も含めて、基本的には、ドントの民主クラブの枠ということは尊重するが、いずれも大切な役割を持った特別委員会と附属機関の委員の選出なので、各会派、その辺をもう一度整理したところで決め直してもらった方がいいと思う。

○中村委員長 公明党。

○加藤委員 大体、それぞれの選択方法は集約されてきたと思うが、角尾委員と大沢委員の話を聞いていると、ちょっと方向性が異なったような形に受けとめた部分もあった。市民への責務ということと反省ということも含めるのであれば、やはり考え方としては、辞退か、きちっと補充す

るのかではないかと私どもも考える。

○中村委員長 創史会、いかがか。

○古内委員 今いろいろ話を伺う中で、やはり権利を主張するのであれば、義務も果たしていかないといけないと思うので、14という定数が決まっている中で、吉田議員の辞任に絡めて、もう一人出した方がいいのではないかと思う。

○中村委員長 それはどこの会派からか。

○古内委員 民主クラブからである。

○中村委員長 意見が分かれているようだが、まとめると、民主クラブとしては、あくまでも会派の枠を持っているのだから、その枠の中で責任を果たした方がいい、これは議員としての責任を果たした方がいいという考え方だと思う。もう一つ、例えば民主クラブの意向として、今回の事態を重く受けとめて、後任は据えないということであれば、例えば政令指定都市に関する特別委員会だったら1名欠員の13名の委員会構成になってしまうので、その枠自体を一つ辞退して、今回の不祥事の責任をとった中で、ほかの会派にゆだねていくという方向性もあると思う。あとは、民主クラブが最初から主張しているように、一定期間、欠員として、民主クラブ枠として残して、最終的に時期を見て、民主クラブの中から選任していく、この3つの方法に集約されると思うが、議会運営委員会としてどのような方向性を出していくべきなのか、また、民主クラブの意向としては、その辺をどのように受けとめるのか。

民主クラブ。

○角尾委員 正直な話、私どもの主張はさせてもらったので、三つのうちの選択というなら、皆様方が決めた形に沿うしかないという気持ちでいる。ただ、これはお願いだが、最後の選択肢として、もしできるのであれば、今期の話ということなら、他会派からの選出もいたし方ない。それも含めた上で検討してもらえればと思う。

○中村委員長 今期というとならえ方が、議員の任期でいうと、議会運営委員会の……。

○角尾委員 今年度である。

○中村委員長 民主クラブの意向が出されたが……。

市民連合。

○二木委員 ドントで民主クラブが持っている枠というのは、第一優先で、尊重しなくてはいけない。であるにもかかわらず、今、議会運営委員会にゆだねるという話だったと思うが、まず、民主クラブの中で出せるのか出せないのかという部分がはっきりしていないと、その次が進まないと思うが、いかがか。

○中村委員長 確かに、当初、民主クラブが持ってきた方向性とは若干違っているような状況で、本日は9月議会のいろいろなことについて紹介しなければならないプログラムがあって、正直、できたら、そちらに移りたいという意向がある。今までの協議を踏まえた中で、きょう、この場で結論を出さなくてもいい案件だと思うので、持ち帰って協議してもらおう。また、他の会派の皆さんにも、きょう、協議のあった部分を持ち帰って、次回、必要に応じて議運の席で——必要に応じてというのは、例えば政令市に関する陳情がここ1週間の間に提出されると、9月議会で政令指定都市に関する特別委員会を開催しなければならないので、必要があれば、緊急にそのための議運を開催していくという方向性にしたいと思う。もし、そうでなければ、9月の決算に関する協議は、私たち、ある意味で優先しなければならないので、政令市指定都市に関する特別委員会委員、附属機関の委員が欠員になっている状況については、ここで一たんとどめて、再度改めて、各会派で協議してもらったことを持ち寄って、必要な時期に協議したいと思うが、いかがか。

無所属クラブ。

○東條委員 附属機関も含めてということか。

○中村委員長 そうである。

公明党。

○加藤委員 委員長の考え方に了承するが、権利は主張するが今回は欠員、一方で市民への責任という話だと、非常に矛盾する部分があると受けとめる。持ち帰って、会派としてのしっかりした考え方で、責任のとり方、主張の仕方をもう少し整理して持ってきてもらえればと思う。

○中村委員長 民主クラブ。

○角尾委員 理解したので、そのようにする。

○中村委員長 それでは、各会派の皆様から、そのような形で理解が得られたということで、この件に関しては、今後、取り扱いをしていくということで確認してもらいたい。



平成21年相模原市議会9月定例会の運営について

○中村委員長 9月定例会の運営についてを議題とする。

資料について、事務局から説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 9月定例会会議日予定案について説明する。資料4をごらんいただきたい。

今期定例会の会期は、8月24日から9月30日までの38日間である。初日、8月24日だが、条例等の説明、それから、一部報告案件がある。翌8月25日は代表質問・個人質疑通告期限、括弧名の時間は抜いてあるが、さきの議運で、これまで5時となっていた提出期限を少し変更したらどうかという案があって、保留になっていたので、後ほど、一般質問通告期限の時間と合わせて協議してもらえればと思う。本会議2日目、9月1日が代表質問・個人質疑、9月2日も同様である。9月1日、備考欄に防災訓練（職員対象）と書いてあるが、例年、庁内の防災訓練を午後1時過ぎぐらいからやっている。したがって、午後の本会議の再開時間を四、五十分おくらせることになると思うので、あらかじめ了承してもらいたい。それから、9月2日、本会議終了後に、昨年に続いて決算特別委員会が行われる。決算特別委員会終了後、全員協議会をお願いしたい。3日の備考欄をごらんいただきたいが、決算特別委員会分科会の所管をまたがる質疑通告期限が正午までとなっている。翌4日から翌週10日までが総務委員会、文教委員会、環境経済委員会、民生委員会、建設委員会、それぞれの分科会がある。分科会終了後に、総務部会以降、すべての部会が開かれる予定になっている。案件については後ほど説明する。11日が一般質問通告期限、24日が決算特別委員会、25日から29日までが一般質問、最終日、30日に委員長報告から採決まで行ってもらおう。欄外だが、議会だよりのための議運は、10月19日午前9時30分からお願いしたい。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 (5) 議事日程について説明する。資料5をごらんいただきたい。

9月定例会付議事件一覧だが、議案27件、報告5件、提出8件、合計40件である。議案の内訳は示してあるとおりである。このほかに、付議予定案件として、人事議案が5件予定されている。

1ページをごらんいただきたい。議案第73号から議案第83号までは決算案件である。決算特別委員会を設置し、具体的な審査については、各分科会で行ってもらう。

議案第84号相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、平成21年10月から平成23年3月までの間における出産育児一時金の特例についての規定を追加するもので、出産一時金については、38万円から42万円に4万円の増額ということで、緊急の少子化対策に伴うものである。

議案第85号相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例については、古淵保育園の民営化の実施に伴い、同保育園を廃止するものである。

議案第86号相模原市ペット霊園の設置等に伴う生活環境の保全に関する条例については、ペット霊園の設置の許可、管理の適正化等について所要の定めをするものである。

3ページをお願いします。議案第87号相模原市手数料条例の一部を改正する条例については、土壤汚染対策法の改正に伴い、汚染土壤処理業の許可の申請に係る審査手数料の規定をするものである。

議案第88号相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例については、ホタル舞う水辺環境の保全等について、市、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ホタルの生息環境の保全及び再生の活動を主体的に実施する市民等の団体の活動を促進するための条例である。

議案第89号相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例については、淵野辺駅南口第1路上等自転車駐車場、同じく第2路上等自転車駐車場及び古淵駅路上等自転車駐車場の設置に伴う名称、位置、入出場時間及び駐車料の規定の追加をするものである。

4 ページ、議案第 9 0 号相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例の一部を改正する条例については、相模原市立ふるさと自然体験教室の設置に伴い、名称、位置及び使用料を定める規定の追加その他所要の改正をするものである。なお、相模原市立ふるさと自然体験教室は、旧沢井小学校跡地への建物である。なお、このことに伴い、条例の名称そのものを相模原市立野外体験教室条例とするものである。

議案第 9 1 号工事請負契約については、相模原麻溝公園競技場バックスタンド建設工事である。契約金額 7 億 5, 5 8 9 万 5, 0 0 0 円で、本契約の締結の日から 4 9 0 日間で、平成 2 1 年、2 2 年度の継続事業である。なお、観覧席は 3, 4 9 2 席である。

議案第 9 2 号工事請負契約については、仮称相模原市営並木団地建設工事その 1 で、契約額は 1 4 億 6, 7 9 0 万円で、本契約締結の日から 5 2 0 日以内で、2 1、2 2 年度の継続事業となる。工事の概要については、住宅棟の A 棟、母子生活支援施設、自走式の立体駐車場の建設である。住宅の概要については、A タイプから L タイプまでの 8 5 戸を建設予定である。併設施設の概要としては、母子生活支援施設で、平成 2 2 年 6 月を予定している。

6 ページをお願いする。議案第 9 3 号工事委託契約については、矢部駅地下横断施設整備工事で、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社へ委託するので、平成 2 4 年 9 月 3 0 日の工期を予定している。

議案第 9 4 号不動産の処分については、建物の処分で、具体的には、先ほど条例の廃止があった古淵保育園を無償譲渡するものである。

議案第 9 5 号市道の廃止について、議案第 9 6 号市道の認定についてだが、9 5 号市道の廃止については、相模大野西側地区第一種市街地再開発事業に伴う処分 2 路線、付替交換に伴う処分 1 路線の合計 3 路線の廃止である。認定については、開発行為 2 0 路線と寄附 6 路線の合計 2 6 路線の認定である。

議案第 9 7 号平成 2 1 年度相模原市一般会計補正予算だが、1 9 億 8, 6 0 0 万円の補正額である。7 月補正予算に続く、地域活性化・経済危機対策に係るものが主なものである。

7 ページをお願いする。議案第 9 8 号平成 2 1 年度相模原市国民健康保

陰事業特別会計補正予算だが、出産育児一時金等の支給額を4万円に引き上げるものなどである。

議案第99号平成21年度相模原市下水道事業特別会計補正予算だが、溝上大野台雨水幹線工事等である。

次は報告案件で、報告第14号平成20年度継続費精算報告については、相模原麻溝公園整備事業、溝上大野台雨水幹線整備補助事業、以上2件の事業について、継続費精算報告を行うものである。

報告第15号平成20年度決算に基づく健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものである。

報告第16号平成20年度決算に基づく資金不足比率については、同様の法律に基づいて報告するものである。

報告第17号専決処分の報告については、相模原市立総合体育館改修工事の工事請負契約の変更に伴う専決処分を行ったものである。

報告第18号専決処分の報告については、交通事故4件、管理に係るものの1件の合計5件である。

提出案件だが、平成21年度相模原市教育委員会点検・評価結果報告、こちらは昨年12月議会の報告だったが、決算との絡みがあるということで、今後は9月定例会に提出する。その他は各基金の運営状況と経営状況である。

付議予定案件は人事5件で、副市長の選任について、教育委員会の委員の選任について、人権擁護委員の候補者の推薦について3件、以上5件である。

9ページをお願いします。請願・陳情だが、9月定例会に提出される陳情は、陳情第21号国と神奈川県に私学助成の拡充を求めることについて、陳情第22号生活保護の「母子加算」を復活することについて、陳情第23号所得税法第56条の廃止について、以上3件である。

監査報告については6件である。

資料5-2、提出が予定される請願・陳情ということで、今回は陳情案件1件が記載してある。義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画早期策定を求めることについてである。

資料6をごらんいただきたい。閉会中継続審査案件だが、平成21年6

月議会で継続案件になったもので、寄附道路に関することについてである。

資料7をごらんいただきたい。会議日程を説明する。

第1日目、8月24日は提案理由の説明である。2ページをお願いする。点線のところまで説明して、以上の案件については議事延期となる。

その次に、本日、衆議院議員の公示がされ、参議院議員だった浅尾議員が衆議院議員に立候補したという情報があった。これに伴って、参議院議員の神奈川選挙区は補選が生じることになり、10月25日が全国統一の補選日になる。これに伴う補正予算の提出をお願いしたい。補正予算は、説明から採決までお願いしたい。なお、説明しておかなければいけないのは、補正予算4号で、参議院議員の補選に係る補正予算は第5号になるので、5号が先に議決されると計数整理を行う必要があるのも、また、そのような整理をさせてもらうということで御承知おきいただきたい。

第2日の9月1日だが、代表質問・個人質疑である。

4ページ、9月2日、第3日目も代表質問・個人質疑で、代表質問・個人質疑終了後、人事案件5件、陳情3件の上程、付託となる。

第4日目の25日、5日目の28日、6日目の29日は一般質問である。

7日目の9月30日は最終日で、委員長報告から採決までお願いしたい。

○中村委員長 1点確認させてもらいたい。資料5、5ページの一番下、開設時期は23年6月の予定でいいのか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 失礼した、23年6月である。

○中村委員長 まず、代表質問・個人質疑と一般質問通告期限の時刻を午後5時から繰り上げるという提案が、前回の議運に公明党から提出され、持ち帰りとなっているが、各会派の意見を伺いたい。

公明党。

○加藤委員 私どもで提案したので先に申し上げる。なぜ通告時間を少し前という内容については、前回、説明した。また、その背景にあるさまざまな影響についても、皆さん、理解し、認識している部分だと思う。私どもとしては、特に通告時間については、今回の日程を見ても、例えば決算特別委員会の所管をまたがる質問の通告期限も正午になっているので、特段支障がなければ、通告期限を正午にするということではない

かという考え方を持っている。

○中村委員長 前回提案された公明党からは、正午でいいのではないかという意見である。この件に関しては、事前に議運の場で一度提案されているので、各会派から、提出期限の時間についての意見をもらいたい。

新政クラブ。

○阿部委員 趣旨にも賛同しているので、正午という提案があれば、それでも構わないが、各会派の皆さん、いろいろ意見、事情等あるだろうから、必ずしも正午ということではなくて、場合によっては3時とかというののもあっていいのではないかと思う。

○中村委員長 民主クラブ。

○大沢委員 代表質問などは、議案をもらって、それからちょっと時間が必要かと思うので、3時に。

○中村委員長 無所属クラブ。

○東條委員 私も、12時でもいいが、事務局の状況を考えると、3時のほうが、ちょうど真ん中でいいという気はするが、その程度で、余りこだわりはない。

○中村委員長 市民連合。

○二木委員 私どもも趣旨に賛同しているので、正午あるいは3時、特にこだわりはないが、今までの時間は、もっと前倒しにした方がいいという考えである。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 私、もしかしたら趣旨を勘違いしたかもしれないと思っているが、私は5時間際に通告が集中することが問題として言われたように認識しており、代表質問・個人質疑については、そういうことはほとんどない。一般質問について、なぜ集中するのかということについては、もっと別な形での対応が必要ではないかということ、その場でも意見で言った記憶があるが、私たちとしては、特に今の時点で通告時間をあえて繰り上げるという積極的な気持ちは持ってこなかった。実態として、代表質問の通告に当たっては、要旨を書く部分が一般質問とは違いがあって、結構苦勞するところがあり、かなり時間ぎりぎりというような部分もあって、そういうこともあわせて、直ちに通告時間を繰り上げるという気持ちでは

なかったが、事務局の負担ということは考えなければいけないので、きょうのところはそこまで持ってこなかったというのが正直なところである。

○中村委員長 創史会。

○古内委員 うちの会派としては、前回、公明党の意見を踏まえて、いろいろ協議した中で、趣旨に賛同して、正午または3時でも時間にはこだわらないが、5時よりも前倒しした方がいいという結論が出ている。

○中村委員長 各会派の皆さんからの意見が出そろった。共産党を除いては正午もしくは3時ごろということで、若干の前倒しの方向性が出されたが、共産党、どうするか。

例えば今回の9月議会、テストケースとして2時間だけ繰り上げて行ってみて、それで様子を見てみるのも一つありかと思うが、共産党が言うように、ほかの方法で対応していくことも選択肢としてはあるのではないかなとは思いますが……。

無所属クラブ。

○東條委員 1つの案として、代表質問は順番も決まっているので、通告といっても中身の通告にしかすぎないこともある。今、共産党が言っていたようなこともあると理解するので、今回、一般質問の通告を前倒しする、代表質問・個人質疑については今のままでやってみるのも一つかという気はするが、いかがか。

○中村委員長 無所属クラブから新たな提案をもらった。他会派の皆さん、いかがか。

公明党。

○加藤委員 それぞれの会派の意見を伺っていて、現状よりも少し前にということであれば、3時ということでもよしと考えている。確かに代表質問・個人質疑は、それぞれ項目は多くあると思うが、原則的に順番はわかっており、いろいろ課題があるのは一般質問の部分、共産党もその辺は共通な受けとめ方をしていると思ったので、代表質問・個人質疑については、現状のままで何らかの課題が出てきた段階で、改めて改善ということでもいいというふうに受けとめた。一般質問については、確かに、それだけを決めることで完全な解決にはならないというのは、そのとおりに思う。ただし、現状の中で、一般質問の通告時間についてはさまざま

な課題が生じている中で、まずは改善できる部分だけでも、皆さんの中で共通の受けとめ方をしていると思うので皆さんの判断に任せる。一般質問と代表質問・個人質疑は今回はそれぞれ違う形で対応するということであれば、それでも結構である。

○中村委員長 公明党から意見が出された。代表質問・個人質疑の通告と一般質問を分けて考えようという意見が続いた。そのような形で二つを分けて協議するということでもいいか。

共産党。

○藤井委員 代表質問・個人質疑は従来どおり、一般質問の通告時間を繰り上げるということについて、もし時間の猶予があるならば、1回持ち帰らせてもらって、この間にほかのことで議運を開く機会があるならば、9月の冒頭ぐらいでというふうに希望する。

○中村委員長 共産党から意見が出された。いかがか。

9月の冒頭ということは、代表質問・個人質疑は基本的に現状のまま据え置いて、一般質問について、どこか協議できるところで議運を開催して、改めて各会派持ち帰った中で提出して、11日金曜日の一般質問通告期限の時間について、新しい方向性を決めていくということでもいいか、共産党。

新政クラブ。

○阿部委員 やはり、この議運の後、会派の中に9月定例会の日程等を共通認識として展開していくので、きょうこの場で、代表質問・個人質疑は従来どおり5時締め切り、一般質問に関しては、現実的に皆さんが対応できる形で3時という話であれば、会派の事情だが、各議員一人一人に共通認識として浸透させるわけなので、できれば、この場で決めてもらいたい。どうしても持って帰らないと決められないということであれば、いたし方ないと思うが、私どもとしては、代表質問・個人質疑は5時、一般質問は3時というのは、皆さんの話を伺っていると、現実的な部分でまとまるという印象を受けたので、できれば、そういうことを希望する。

○中村委員長 とりあえず、この場で決定していきたいということである。民主クラブ、いかがか。

○大沢委員 私どもは、本来は5時でもいいという考えである。ただ、事務局のことも含めると、やはり3時かということもある。共産党が一般

質問の時間について持ち帰りたいということで、重要なことだと思うので、持ち帰ってもいいのではないかと思います。

○中村委員長 市民連合、いかがか。

○二木委員 9月議会間際の中で、一度持ち帰って、その後、確認ができる日程の件も非常に重要になってくると思うので、持ちかえりたいという意見は理解するが、やはり、この議運以降の会派での調整というか報告を考えると、まずは一步踏み出すということが、前回からの持ち帰り議題となっていたという部分であれば、きょう、この場で、一般質問の部分だけでもこの時間、代表質問・個人質疑については今までどおりという形で確認するのも一つの方法かと考える。

○中村委員長 創史会、いかがか。

○古内委員 今回、テストケースとして3時でもいいのかという話もあったが、前回の持ち帰りで、うちの会派としては一度話し合った中で、代表質問・個人質疑でも一般質問でも、事務局が残業しなければいけないということを思うと、やはり時間を前倒しした方がいいということでまわっているの、できれば前倒ししてもらいたい。

○中村委員長 無所属クラブ。

○東條委員 できれば、皆さんに周知するということ、それから、通告時間で質問がどうのこうのということはないとは思いますが、前倒しなので、やはり、間違っただけではない。そう考えると、ある程度、時間があつた方がいいという気はしないではない。もし、もう1回議運を開くということであれば、例えば本会議の後とかに確認だけをするというふうにしないと、9月に入ってからでは厳しいという気もしないではない。共産党が言っている部分はわからなくはないので、もし、待っていて確認ができるのであれば、ここで確認してしまうのも一つかと思う。

○中村委員長 現状で暫時休憩にするなりして、共産党に協議してもらって、本日決定して、方向性を出すということでいいか。

○東條委員 はい。

○中村委員長 そういう提案があつたが、共産党、いかがか。

○藤井委員 周知という話なので、できれば、8月24日の本会議のときに結論を持ってくるということでお願いできないか。

○中村委員長 共産党から、８月２４日、提案説明終了後となると思うが、そこで議運を開催して、最終的な一般質問における通告時間を確認したいという意向が出されたが、これに関して、各会派の皆さん、いかがか。

無所属クラブ。

○東條委員 私はそれでいいが、代表質問・個人質疑についての確認をここでして、一般質問だけを２４日ということであれば、その方が助かる。

○中村委員長 そのような意見が出された。他の会派の皆さん、いいか。――

そうすると、まず、代表質問・個人質疑については今までどおり夕方５時の通告の締め切りで、一般質問については、２４日の本会議、提案説明終了後に議会運営委員会を開催して、基本的には午後３時の締め切りでまとめるように調整していくということで確認してもらっていいか。――

それでは共産党、会派の中での調整をお願いしたい。

その他、日程３が中心になるが、先ほどの多くの部分について説明があった。その他、質疑、発言があったらお願いします。――

発言がないので、代表質問・個人質疑の通告期限は従来どおり、一般質問の通告期限の時間については持ち帰りとし、その他については事務局の説明のとおり決定する。

（６）一般質問通告者数については、お手元の資料８のとおりとなるが、無所属の吉田議員は今回は一般質問を行わないということなので、ハイフンを入れたので確認してもらいたい。

（７）決算特別委員会について、事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 （７）決算特別委員会について説明する。まず、そこに表記してあるように、委員長、副委員長について、決算特別委員会を設置するに当たり、どのように選任してもらうかという協議をお願いしたい。

それから、各分科会の所管をまたがる質疑通告期限は、９月３日正午なので、間違えないようにお願いしたい。

あと、決算証書類についてということで、毎年同じようにお願いしているが、決算の審査に当たり、予算執行関係にかかわる各議員からの調査依頼、資料請求については、本会議初日から委員会審査終了まで、議事調査課の調査班に申し出いただければ、調査班を通して議員の皆様に必要な書類などをお渡しできる、また、情報を提供させてもらうということになるので、活用してもらいたい。

○中村委員長 ただいま説明があったとおり、決算特別委員会の正副委員長の選出について、協議してもらいたい。希望する会派から意向を出してもらう形で取り扱いをしたいと思うが、いいか。――

よろしいということなので、立候補する会派があったらお願いします。
新政クラブ。

○阿部委員 最大会派ということで、委員長ポストを。

○中村委員長 他に。
公明党。

○加藤委員 第2会派として、副委員長を要求したいと思う。

○中村委員長 ただいま、委員長に新政クラブ、副委員長に公明党から要求があった。その他の会派の皆様からの要求はないか。――

そうすると、委員長ポストは新政クラブだけ、副委員長ポストも公明党だけということなので、正副ということで確認してもらっていいか。――
では、そのように確認してもらった。

それでは、委員長、副委員長が決まったら、事務局まで伝えてもらえるようお願いします。

資料9について、事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 資料9をごらんいただきたい。決算特別委員会のレイアウト図で、第3委員会室で開催するが、ここに示してあるような各会派の枠の中での着席をお願いしたいと考えている。確認してもらいたい。

あわせて、決算特別委員会終了後に全員協議会を開催するが、できれば、このような着席図でお願いしたいと考えている。それから、今後の全員協議会の着席についてもこのような着席でお願いできればということで、確

認をお願いしたい。

○中村委員長 事務局から、第3委員会室のレイアウト図の提案があった。この件に関して何かあるか。

無所属クラブ。

○東條委員 無所属クラブが前の方に位置しているが、前は、ある程度仕方がないということで承知していたが、その後、会派の構成がそれぞれ変わってきている中で、できれば後ろの方にしてもらえるとうれしい。勝手に言って済まないが、そういうふうにさせてもらうことはできないか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 組み合わせはいろいろあると思うが、後ろの方ということであれば、例えば創史会が4人なので横一列になって、無所属クラブが6ということもできるが、いろいろ希望があると思うので、できれば、ここですぐに決めるのも大変な作業になると思うので、もし、会派の希望があれば、調整がつくかどうか分からないが、伺った中で、もう一度考え直すことも一つの方法かと思う。

○中村委員長 創史会。

○古内委員 うちはどこでもいいので、前、後ろでだんご状態でやってもらえれば、横一列ではちょっと話が通じないので……。

○中村委員長 無所属クラブ。

○東條委員 提案だが、民主クラブの一番前の席が1人になっているが、一番後ろの席を1人にしてもらって、無所属クラブが一番後ろに3人並ぶ形にすると、創史会は前で4ブロックができる。同じように、市民連合の前2列を2人にしてもらって、1人後ろに行ってもらう形で、うちは離れていても大丈夫なので、一番後ろに4人並ぶ。市民連合の一番後ろの席の1つと民主クラブの前の席の1つを後ろの席という形でもらって、後ろの席に座る形がとれれば大丈夫だと思うが、皆さんに了解してもらえれば。

○中村委員長 新政クラブ。

○阿部委員 このレイアウトで困るという関係会派の方で、24日に議運をするということだから、それまでに調整してもらって、その結果で、まとまったものを出してもらえばいいと思う。ただ、ここで決めなければ

いけないのは、全協でもこのレイアウトを使うかということだと思うので、今みたいな話が、早く行ってどこへ座ってとかと出てくるのであれば、新政クラブとしては、全協でもこのレイアウトでいこうということに異存はない。

○中村委員長 今、新政クラブから出されたように、真ん中から左は比較的すっきり落ちついているということで、民主クラブあたりから関係する会派の皆さんで調整して、後日、調整がついた内容について報告してもらうということで、こちらの件については、そのような方向性でいいか。

公明党。

○加藤委員 私どもは、この図案のままで何も問題がないので、関係する会派で調整してもらえればと思う。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 決算特別委員会ということでのレイアウトについては今の話で異存はないが、今後、全員協議会もこういう形でという話は今初めて伺ったので、私の単独の判断で、それでいいとは言えないということと、もし、事務局から提案の趣旨について補足説明があるならば聞きたい。

○中村委員長 事務局サイドのお願い事項ということになるかと思うが。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 実は、決算特別委員会はともかくとして、全員協議会は座席指定が何もないということで、今まで非常にばらつきがある着席をしていた。議長が指名するに当たって、事務局がどなたがどこに座っているかというのをつくって、議長の前に置いておくという作業がある。できれば、このブロックにどこの会派の方が座ることがわかっていれば、その作業が非常にやりやすいということもあって、このような提案をさせてもらった。

○中村委員長 手書きの座席表を議長に出すので、急いで書いているので、指名するときに見づらい部分もあるのではないかと思います。そういう提案というふうに受けとめてもらえればありがたい。

それでは、レイアウトについては、席順の調整と共産党から出された今後、全員協議会の席順もこれに合わせていくのか、あわせて次回の議運に

持ち寄ってもらうという方向性でいいか。――

では、確認してもらった。

(8) その他に入る。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 その他について説明する。

①全員協議会の開催については、9月2日、本会議、決算特別委員会終了後に開催する。内容としては、政令指定都市移行に係る条例の整備等についてである。

②部会の開催については、総務部会から文教部会まで、示してあるような内容について、部会の中で説明したいということである。

③議員派遣の議決については、資料10をごらんいただきたい。1つ目として市議会訪中団の関係、2つ目として神奈川県議長会定例会及び研修会へ副議長が参加すること、3つ目として本市と町田市議会議員との交流事業について全議員の派遣がある。簡易採決でお願いしたいと考えている。

○中村委員長 ただいま(8)その他の①から③について説明があった。この件に関して、何か意見、発言があったらお願いします。――

ないようなので、確認してもらった。

続いて、12月定例会の仮案について、事務局から説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 12月定例会会議日予定仮案について説明する。資料11をごらんいただきたい。

11月19日から12月22日まで、会期34日である。初日が19日、提案説明である。本会議2日目は11月30日、代表質問・個人質疑。12月1日は本会議予備日である。委員会については、2日から8日までの5日間開かれる。17、18、21の3日間で一般質問、最終日は22日である。なお、議会運営委員会については、11月13日午前9時30分からお願いしたい。

○中村委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いします。

共産党。

○藤井委員 6月と12月定例会について、代表質問・個人質疑を行う本会議、予備日を設けることになったこととの関係で、総務委員会との間の日程を1日あけることについて、今の事務局の説明にはそれが全くなかったのを確認したい。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 特にこうするという確認事項はなされていないと承知しているが、とりあえず、この日程でやってみようということで、6月定例会のときは、そのような合意がなされているというふうに承知している。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 6月はやむを得ずそうなったが、本会議と委員会との間は1日はあける、それが原則だと私は理解していた。

○中村委員長 本会議予備日と総務委員会の間を1日あけてもらいたいという希望だが、ほかの会派の皆さんはいかがか。

事務局サイドから何かあるか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 今、11月19日から12月22日という日程案を示しているが、1日あけることになると、この日程の中で調整するのか、あるいは会期を延ばして調整するのか、調整する場合だと、そのような内容になるかと思う。

○中村委員長 現状では仮案の説明ということなので、若干調整がきくかどうか事務局サイドでも検討してもらって、次回の議運に提案できるかどうか調整してもらえればと思うが、そのようなとらえ方でいかがか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 というのは、1日あけるという前提で日程を組む事務処理をするという内容か。例えば、1日あけることが決定という全体の中での話かどうかを確認してもらいたい。

○中村委員長 大変失礼した。確認をとりたいと思う。本会議の予備日が設けられたことについては、会派構成がふえた、また、無所属議員がここで1人ふえたことに対応するためには必要ではないかと判断した。そういった中で、本会議の予備日の次の日に総務委員会では、総務委員の方

が非常に厳しいという部分があるかと思う。各会派の皆さんの意見があったら願います。

新政クラブ。

○阿部委員 8月24日に議運があるので、そのときまで持ち帰らせてもらえれば、そこに案を提示してもらおうということではなくて、こちらとしては、そのときに、どういう形でというのを、日程案も含めて、まとめて持ってきてきたいと思う。

○中村委員長 他の会派の皆様はいかがか。――

そうすると、本会議予備日の次に1日設けるかどうかを各会派で持ち帰って、次回の議運で調整する。事務局サイドは、逆に、どういう形だったら1日あけることが可能かというのを試算できるような準備をしておいてほしい。

この件に関して、他に質疑、発言があったら願います。

ないようなので、そのように取り扱わせてもらう。――

――◇○◇――

その他

○中村委員長 その他を議題とする。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 その他について説明する。資料12をごらんいただきたい。

区選挙管理委員会についてということで、平成22年4月1日に政令市に移行すると、各区に選挙管理委員会を設けるという規定がある。区の選挙管理委員会については、市の選挙管理委員会と同じように、4人の選挙管理委員をもって組織するというのと、あわせて補充員4人の選出が必要になるので、合計8人掛ける3ということで、24人の選挙をする必要が出てくるので、この選出方法についても、今後また協議をお願いするようになるということと、選出時期については、先行各市においては、政令市移行後の初の議会に選挙をしているという状況にある。選出方法については、また協議してもらおうようになると思うが、政令市移行後は、区に選

挙管理委員会を設置しなければならないので、御承知おきいただきたい。

○中村委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。

新政クラブ。

○阿部委員 区に選挙管理委員会を置くという話はわかった。今、合併の特例で、市議会議員の定数が５２名となっているが、その考え方等について、事務的に、このまま進んだ場合、どのような流れになるとか、数とか、わかる範囲で、これからまた議論が出てくるところだとは思いますが、規定としてどのような状況なのか伺う。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 実は、合併協議の中での細かい議論は承知していない部分があるが、現在５２名という議員が選出されている状況は、合併特例定数を用いた中での５２名ということで、これが本来定数ということではない。条例定数そのものは４６と規定されているので、合併特例定数が適用される期日は平成２３年４月２９日までで、それ以降の期日については合併特例定数が適用されないので、当然、条例定数が適用になると承知している。

○中村委員長 その他、区の選挙管理委員会の案件で質疑、発言はあるか。

選挙管理委員の選出方法等については、今後、議運で協議していきたいと思うので、よろしくお願いします。

その他、何か発言があったらお願いします。――

ないようなので、その他を終わる。

次回の議会運営委員会は、８月２４日本会議終了後に開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午前１１時０５分 閉会